

質問第二号

ポンペオ国務長官と安倍首相との会談に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年十月二十四日

有田芳生

参議院議長 伊達忠一殿



ポンペオ国務長官と安倍首相との会談に関する質問主意書

平成三十年十月六日、安倍首相はポンペオ米国国務長官と首相官邸で会談（以下「この会談」とする）しています。この会談に関し、拉致問題を中心に質問します。

一 この会談は、日本側から要請して実現したものですか。それとも、米国側からの要請があつて実現したものですか。

二 この会談の中で、ポンペオ国務長官は、七日の自身の訪朝をめぐり、「我々は拉致問題を提起する」と述べています。訪朝の際に改めて拉致問題を提起するよう日本側から米国側に要請したのですか。それとも、「我々は拉致問題を提起する」との発言は米国側からの自発的発言ですか。

三 政府の現在の方針は、「ストックホルム合意に基づき、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向けて全力を尽くしていく」というものですが、この方針は、トランプ大統領、ポンペオ国務長官をはじめとする米国側には伝えられているのですか。

四 この会談において、安倍首相はポンペオ国務長官に対し、日本政府は拉致問題だけでなくストックホルム合意に掲げられている日本人に関する全ての問題の解決を目指していると説明しましたか。

五 この会談の中で、ポンペオ国務長官は、安倍政権が最重要課題の一つと位置づける拉致問題の解決を北朝鮮に働きかけていくことを強調していますが、なぜポンペオ国務長官が拉致問題だけを取り上げ、これを認めたのですか。政府は、拉致問題だけが解決すれば、ストックホルム合意に掲げられている日本人に関する他の全ての問題はどうでも良いとお考えですか。

六 安倍首相は、この会談をふくめ、南北首脳会談及び米朝首脳会談において、北朝鮮国内の自国民に対する厳しい人権弾圧状況の改善に向けた努力を金正恩朝鮮労働党委員長に求めるよう提言を行ったことはありますか。

右質問する。